

知多市多文化共生事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知多市多文化共生事業補助金（以下「補助金」という。）は、国籍や民族が異なる人々が、互いの文化や慣習の違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくことのできる多文化共生社会の実現を目指すため、市民活動団体、コミュニティ等（以下「市民活動団体等」という。）が行う多文化共生事業に要する経費に対し、予算の範囲内において市民活動団体等に交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則（平成4年知多市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多文化共生事業 外国人市民と日本人市民のコミュニケーションの場をつくる事業、外国人市民を取り巻く地域課題の解決に係る事業、友好交流国との交流を通じて国際理解を深める事業等で、政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としないもの
- (2) 市民活動団体等 次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。
 - ア 市内在住又は在勤の5人以上で構成される組織であること。
 - イ 団体を運営するための会則、規則等があること。
 - ウ 会計担当及び会計監査が専任されていること。
 - エ 政治活動、宗教活動又は営利活動を行うことを目的に組織されていないこと。

(補助の対象及び補助率)

第3条 市長は、第1条に規定する事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。ただし、次に掲げる事業を除く。

- (1) 本市の他の補助金を受けている事業又は受ける予定の事業

(2) 外国への派遣等の事業

2 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする市民活動団体等は、知多市多文化共生事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、事業を実施する15日前までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 団体を運営するための会則、規則等

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第5条 市長は、交付の決定をしたとき及びこれに条件を付けたときは、速やかに知多市多文化共生事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、その決定の内容及びこれに付けた条件を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 補助事業を行う市民活動団体等（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ知多市多文化共生事業補助金計画変更申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額を変更せず、かつ、次に掲げる変更であるときは、変更内容を記載した書面の提出をもって承認したものとみなす。

(1) 経費の配分の変更が、経費の能率的使用に資するものであり、かつ、補助目

的の達成に支障がないと認められる場合であって、経費の目的の実質的変更がなく、当該経費の20パーセント以内の変更

(2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

(3) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

(変更決定の通知)

第9条 市長は、計画変更を承認したときは、速やかに知多市多文化共生事業補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業遅延の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由が明らかとなる事由を記載した書面を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内に、知多市多文化共生事業補助金実績報告書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第12条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、知多市多文化共生事業補助金確定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(交付)

第13条 補助金は、額の確定後に交付する。ただし、規則第18条第2項の規定により概算払又は前金払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、知多市多文化共生事業補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 規則第23条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

（委任）

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付の決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
<p>補助事業の実施に要する経費。ただし、次の経費については対象としない。</p> <p>(1) 食糧費に相当する経費</p> <p>(2) 市民活動団体等の運営費に係る経費</p> <p>(3) この補助金以外に他の団体から補助等を受けている場合は、当該補助等対象経費相当分</p>	<p>次の各号に定める金額のいずれか少ない方とする（千円未満の端数は切捨て）。</p> <p>(1) 補助対象経費の4分の3</p> <p>(2) 入場料、参加費その他これらに類する経費を徴収する場合は、徴収した収入を補助対象経費から差し引いた実費必要額</p>	<p>17万5千円</p>

第1号様式（第4条関係）

知多市多文化共生事業補助金交付申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

年度において を行うため、次のとおり知多市多文化共生事業補助金の交付を申請します。

交 付 申 請 額	円
補 助 事 業 の 目 的	
補 助 事 業 の 内 容	
事 業 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
総 事 業 費	円
補 助 対 象 経 費	円
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 団体を運営するための会則、規則等

備考 添付書類は、補助事業に関する次の事項を明らかにしなければならない。

- (1) 経費の配分、経費の使用方法、補助事業の効果その他補助事業の遂行に関する計画
- (2) 経費のうち補助金によって賄われるもの以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- (3) 補助事業に関して生ずる収入に関する事項

第2号様式（第5条関係）

知多市多文化共生事業補助金交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付けで交付申請のあったことについては、次のとおり交付決定したので、知多市多文化共生事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

補助事業の名称	
交付決定額	円
交付の条件	

第3号様式（第8条関係）

知多市多文化共生事業補助金計画変更申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で交付決定を受けた事業について、計画を変更したいので、次のとおり申請します。

補助事業の名称	
変更後の補助金額	円
計画変更の理由	
計画変更の内容	

備考 「計画変更の内容」欄は、交付申請書に記載した事項又は添付書類に記載した事項について、変更前と変更後が比較対照できるように記載しなければならない。

第4号様式（第9条関係）

知多市多文化共生事業補助金変更交付決定通知書

知多市 指令 第 号
年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付け計画変更申請書により、年 月 日付け知多市 指令 第 号で通知した交付決定について次のとおり変更決定したので、知多市多文化共生事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補助事業の名称	
変更交付決定額	円
交付の条件	

第5号様式（第11条関係）

知多市多文化共生事業補助金実績報告書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業
が完了したので、次のとおり報告します。

補助事業の名称	
交付決定額	円
実施期間	
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書

第6号様式（第12条関係）

知多市多文化共生事業補助金確定通知書

知 発第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、知多市多文化共生事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

補助事業の名称	
交付決定額	円
確定額	円

第7号様式（第13条関係）

知多市多文化共生事業補助金交付請求書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定又は補助金額
の確定を受けた補助事業について、次のとおり請求します。

補助事業の名称			
請求金額	円		
交付決定 又は確定額	円		
上記のうち受領済額	円		
振込口座	金融機関名		
	店名		
	預金の種類	口座番号	
	フリガナ		
	口座名義人		